

よつくら訪問看護ステーション 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人楽寿会が開設する、よつくら訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定老人訪問看護事業および指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および運営規定に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かつ、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた老人等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、保健、医療、福祉サービス、主治医との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称	よつくら訪問看護ステーション
所在地	いわき市四倉町上仁井田字横川74-1

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名（兼務）
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 職員 看護師2名以上
利用者ごとに訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日および営業時間)

第5条 ステーションの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
年中無休
- (2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護利用者の主治医が交付する訪問看護指示書に基づいて、看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
ただし、主治医がいない利用者については、ステーションからいわき市医師会、医療法人泰成会木村医院に主治医の選定を依頼する。
- (2) 利用者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合には、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 介護保険法に基づく訪問看護提供は、介護支援専門員の介護サービス計画プランによって計画的に行うものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 ステーションが提供する訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の交換・管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応処置)

第8条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第9条 ステーションは、訪問看護を提供したときは、次の利用料の支払いを利用料から受けるものとする。

なお、訪問看護の提供の開始に際しては、利用料またはその家族等に対し、基本利用料ならびにその他の利用料および金額に関しての説明を行い、その理解を得るものとする。

- (1) 介護保険法に基づく場合
要支援・要介護の認定を受けた方への訪問看護の提供1日につき、指定居宅サービス

に要する費用の額の算定方法および厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者の負担割合に応じ、1割又は2割、又は3割の負担の金額とする。

交通費については、通常の実施地域においては徴収しないものとする。なお、利用者の選択により、通常の実施地域以外を超えて行う訪問看護は、その実費を徴収する。

- (1) 実施地域の境界から片道10km未満 300円
- (2) 実施地域の境界から片道10kmを超えた場合、1km増すごとに35円の加算

(2) 医療保険に基づく場合

- ・後期高齢者医療保険の場合、訪問看護に要する費用の1割または2割。
- ・健康保険の場合、該当保健の負担割合分。

交通費については、

- (1) 実施地域の境界から片道10km未満 300円
- (2) 実施地域の境界から片道10kmを超えた場合、1km増すごとに35円の加算

(通常の実施地域)

第10条 四倉町、久ノ浜町、平地域の一部（草野・神谷）

(秘密の保持)

第11条 看護師等は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者またはその家族等の秘密を漏らしてはいけない。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所内に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(会計の区分)

第15条 ステーションの経理は、病院、社会福祉施設等の会計と区分するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分意識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人楽寿会理事長とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 5月 1日から施行する。

平成18年 2月 1日 一部改正
平成24年 4月 1日 一部改正
平成27年 8月 1日 一部改正
平成30年 4月 1日 一部改正
令和1年 7月 1日 一部改正
令和6年 6月 1日 一部改正